

無料低額診療事業とは…

社会福祉法に基づいて、経済的理由により適切な治療等を受けられない方々に対して、安心して治療を受けていただくため、医療費の一部負担金の金額または一部を免除する事業です。

●どんな人が利用できるの？

この制度を利用することができるのは、長町病院で治療を受けられる方で、経済的な理由で医療費の一部負担金の支払いが困難な方です。生活保護法による「最低生活費」を基準として、世帯収入、家族構成、住宅環境、家計などの状況を伺い、利用可能かどうかを決定します。

●利用するには？

この制度の利用を希望される時は、長町病院地域連携・医療相談室へお申し出ください。また、お電話での相談受付も行っております。

電話746-5129へ連絡の上、「無料低額診療事業の相談です」とお申し出ください。

●対象となる医療費は？

長町病院での医療費に限り、一部負担金の全額または一部が免除になります。他の医療機関、院外処方せんによる調剤薬局でのお支払い、介護費用については対象になりません。

●申請に必要なものは？

減免基準を満たしているかを判断するため、源泉徴収票、課税証明書、給与明細書など収入のわかる資料や就学援助通知書等をご準備いただきますが、まずはお早めにお申し出ください。

医療費のこと、生活のことなどのお困りごとは、長町病院地域連携・医療相談室までお気軽にご相談ください。

連絡先 022-746-5129（直通）

月～金（9時～17時）、土（9時～12時半） 日祝休み

公益財団法人 宮城厚生協会 **長町病院**

〒982-0011 仙台市太白区长町3丁目7-26

無料低額診療事業のお知らせ

経済的に不安のある方にも、適切な治療を受けていただくために

